⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑾　建設業法（昭和24年法律第100号）の建築築一式工事の許可を有する者であること。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目及び評価の着目点　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

１）技術提案評価

ａ　「工事現場における鉄骨の品質確保」に関する技術提案書

ｂ　「鋼管充填コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート躯体の品質確保」に関する技術提案書

上記ａ、ｂに関する技術提案について評価する。

２）施工体制評価

ａ　品質確保の実効性　工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

ｂ　施工体制確保の確実性　工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

⑵　入札参加者は、「工事現場における鉄骨の品質確保」に関する技術提案書及び「鋼管充填コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート躯体の品質確保」に関する技術提案書と入札価格をもって入札する。ただし、実際の施工に際しては、3⑷によるものとする。

⑶　落札者の決定方法

１）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

２）標準点　１）の要件を満たす入札を行った者に対して、要求要件を満足する技術提案について100点の標準点を与える。

３）加算点及び施工体制評価点

・3⑴１）ａ、ｂの評価項目について、ａの満点を30点、ｂの満点を30点とし、評価基準に従って評価し、その内容に応じた加算点を与える。
・3⑴２）ａ、ｂについて、それぞれ総合的に優（15点）、良（５点）、可（０点）として、施工体制評価点を与える。

４）上記により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

５）評価値・基準評価値について　評価値は、基準評価値を下回らないこと。

なお、基準評価値とは以下のとおりとする。

評価値及び基準評価値の計算において予定価格と入札価格の単位は億円とし、求められる値（評価値、基準評価値）は小数点第４位（５位切り捨て）とする。

基準評価値＝100点（標準点）÷予定価格（単位：億円）

６）評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑷　技術提案に基づく施工　実際の施工に際しては、事前に提出した技術提案に基づき同等以上の施工を行うものとする。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課契約係長　森崎　貴司　電話087―851―8061（内線2526）

⑵　入札説明書の交付期間及び方法　平成26年９月５日から平成26年11月12日まで、入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。

入札説明書等ダウンロードシステムのアドレスは次のとおりである。

https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/

⑶　申請書及び技術資料の提出期間、場所及び方法　平成26年９月６日から平成26年９月30日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成26年９月６日から平成26年９月30日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に上記４⑴に直接持参すること。

⑷　積算に反映させるための見積書及び根拠資料を下記に従い提出すること。

１）提出期間：平成26年９月６日から平成26年９月26日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで

２）提出方法：電子メールにより提出すること。なお、電子メールによる提出先メールアドレスは、入札説明書による。

３）提出場所：四国地方整備局営繕部技術・評価課

⑸　入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法　入札書は、平成26年11月12日午後２時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札による場合は平成26年11月12日午後２時までに四国地方整備局契約課に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

開札は、平成26年11月14日午前10時　四国地方整備局入札室にて行う。

⑹　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成26年10月16日から平成26年11月12日午後５時まで（利付国債の提供の場合は平成26年10月29日午後５時まで。）〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課契約係　電話087―851―8061（内線2526）　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

１）入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行高松支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　四国地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　四国地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

２）契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行高松支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　四国地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　四国地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　契約締結後の技術提案　工事請負契約締結後、請負者は設計図書に定める工事目的物の機能・性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案を適正と認めた場合には、契約変更を行うものとする。詳細は現場説明書による（契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるＶＥ方式。）。

⑸　配置予定技術者の確認　落札者決定後ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び技術資料の差替えは認められない。